平成２４年（フ）第１０８７４号
東京都台東区日本堤２丁目11―５―604　ドラゴンマンション三ノ輪壱番館
債務者　石川　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５９号
静岡市駿河区曲金５丁目13番51号　コーポ小林103号
債務者　河村　一夫
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６４号
静岡市葵区相俣253番地
債務者　羽根田一郎
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９０号
静岡市葵区瀬名川１丁目26番４―202号
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９５号
静岡市葵区吉津812番地
債務者　大橋　泰世
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６号
北海道河東郡音更町中鈴蘭南２丁目４番地３　コーポ青山６号
債務者　櫻井みゆき（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６５号
茨城県つくば市高見原２丁目２番地５
破産者　山口　恒治
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２０４号
新潟市中央区出来島１―３―９　ロイヤル千歳21―507号室
破産者　田沢　幸道
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９号
長崎県佐世保市大和町288番地７、旧住所長崎県佐世保市須田尾町426番地42
破産者　松尾　隆三
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第９３号
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂588番地の５
破産者　夢工房日和こと佐世保こと　田代　廣行
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
奈良県香芝市穴虫1196番地　星鶴荘５号、前住所奈良県香芝市下田東３丁目65番地の３
破産者　山下商店こと　山下　太吉
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第８号
岩手県釜石市浜町２丁目６番８号、旧住所岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割160番地３
破産者　西村　壮弘
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０号
埼玉県さいたま市岩槻区本町２丁目５番５号　篠田裕邦方、開始決定時の住所栃木県小山市東城南２丁目39番地４
破産者　篠田　芳一
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１４２号
埼玉県さいたま市岩槻区本町２丁目５番５号　篠田裕邦方、開始決定時の住所栃木県小山市東城南２丁目39番地４
破産者　篠田　桂子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４３９号
横浜市港北区綱島西５丁目１番25―101号
破産者　角田　英己
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５９号
神奈川県海老名市門沢橋５丁目９番22―102号
破産者　小池　通子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４８号
神奈川県藤沢市藤沢924番地の３　藤和シティホームズ藤沢弐番館704
破産者　小林　　猛
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部